

## 資料 4 環境保健行政の現状について

- ① 水銀に関する水俣条約外交会議の結果について . . . . . 1
- ② PRTR 制度の施行状況について . . . . . 6
- ③ 熱中症対策について . . . . . 14
- ④ 化学物質審査規制法の施行状況等について . . . . . 20
- ⑤ 放射線に係る一般住民の健康管理対策等について . . . . . 34
  - ・福島県民健康管理調査の実施状況について
  - ・東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する  
専門会議の検討状況について
- ⑥ 水俣病問題について . . . . . 52
- ⑦ 石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項の一般拋出金率の  
改正について . . . . . 64

# ①水銀に関する水俣条約外交会議の結果について

# 水銀に関する水俣条約

(平成25年12月16日現在)

## 採択までの経緯

- 2001年 国連環境計画(UNEP)が地球規模の水銀汚染に係る活動を開始。
- 2009年2月 第25回UNEP管理理事会(GC25)において、2010年に交渉を開始し、2013年までの条約採択を目指す旨合意。
- 2010年6月 第1回政府間交渉委員会(INC1)が開催され、その後2013年までに5回のINCを開催。
- 2013年1月第5回政府間交渉委員会(INC5)において、「水銀に関する水俣条約」条約条文案に合意。
- **2013年10月「水銀に関する水俣条約外交会議」を熊本市及び水俣市で開催。**
  - 60か国以上の閣僚級を含む139か国・地域から1,000人以上が出席。
  - 水銀に関する水俣条約を全会一致で採択し、署名を開始。12月16日時点で94カ国(含むEU)が条約に署名、1カ国(米国)が条約を締結。

## 条文の概要

- 前文に水俣病の教訓について記述。
- 水銀鉱山からの一次産出、水銀の輸出入、小規模金採掘等を規制。
- 水銀添加製品(蛍光管、体温計、血压計等)の製造・輸出入、水銀を使用する工業プロセス(塩素アルカリ工業等)を規制(年限を決めて廃止等)。
- 大気・水・土壌への排出について、利用可能な最良の技術/環境のための最良の慣行(BAT/BEP)を基に排出削減対策等を推進。  
大気への排出については、石炭火力発電所、非鉄金属鉱業等を対象として削減。
- 水銀廃棄物について既存条約(バーゼル条約)と整合性を取りつつ適正処分を推進。
- 途上国の能力開発、設備投資等を支援する資金メカニズムの創設。

## 条約発効に向けた取組

- 条約は、50カ国が締結してから90日後に発効。
- 条約発効後1年以内に締約国会議第1回会合(COP1)が開催。
- UNEP事務局は、外交会議において2~3年での条約発効に言及。
- 我が国は今後、条約の早期発効を目指し、①我が国国内の法制度の整備、②多くの国に締結を促すための途上国への資金的・技術的支援、を実施。



## 水銀条約 外交会議

### 水銀に関する水俣条約外交会議の結果について



安倍総理大臣のビデオスピーチ  
(9日(水)：開会記念式典)



外交会議の議長を務めた  
石原環境大臣

- 10月7日(月)から11日(金)まで、熊本市及び水俣市で水銀に関する水俣条約の外交会議及びその準備会合が開催され、60か国以上の閣僚級を含む約140か国・地域の政府関係者の他、国際機関、NGO等、1,000人以上が出席した。
- 外交会議では、本年1月に合意された水銀に関する水俣条約が全会一致で採択され、92か国(含むEU)が条約への署名を行った。我が国からは、石原環境大臣が外交会議議長を務め、岸田外務大臣が同条約及び外交会議の最終議定書への署名を行った。

#### 1. 全体概要

- (1) 10月9日(水)から11日(金)まで、熊本市及び水俣市で水銀に関する水俣条約の採択・署名のための外交会議(7日及び8日には準備会合)が開催され、60か国以上の閣僚級を含む約140か国・地域の政府関係者の他、国際機関、NGO等、1,000人以上が出席した。
- (2) 9日(水)の開会記念式典では安倍総理のビデオメッセージが届けられた他、石原環境大臣が開会挨拶を行った。
- (3) 10日(木)から11日(金)の外交会議では、石原環境大臣が議長を務め、水銀に関する水俣条約が全会一致で採択されるとともに、条約発効までの期間の取組を定めた決議が採択された。これを受け、岸田外務大臣が同条約及び外交会議の最終議定書に署名を行った。
- (4) 我が国からは岸田外務大臣、石原環境大臣をはじめ、外務省、農林水産省、経済産業省、環境省からなる政府代表団が出席した。

#### 2. 会合の概要

- (1) 10月7日(月)、8日(火)に行われた準備会合では、条約の採択後発効までの間の暫定期間における政府間交渉委員会や大気排出に関する技術専門家会合の設置、暫定事務局、資金に関する取決め等について議論を行い、決議案が合意された。
- (2) 9日(水)は、水俣市において開会記念式典が開催され、安倍総理から水銀被害の撲滅を訴え、途上国の環境汚染対策のため、我が国として今後3年間で総額20億ドルの支援を行う等のメッセージを表明するとともに、石原環境大臣が条約の早期発効に向けた途上国支援や、水俣から水銀技術や環境再生を世界への発信を行う「MO

Y A I イニシアティブ」を表明した。また、それに先立ち世界各国からの参加者が慰霊碑への献花や植樹、水俣病関連団体・施設の視察等を行った。

- (3) 10日(木)、水銀に関する水俣条約及び外交会議の最終議定書が全会一致で採択された。同日午後署名式が行われ、92か国(含むEU)による条約への署名がなされている(注:11日(金)現在。なお、本条約は50か国の締結後90日で発効)。我が国からは、岸田外務大臣が条約及び外交会議の最終議定書への署名を行った。
- (4) 続いて、ホスト国を代表して、岸田外務大臣から、安倍総理から表明された我が国支援策として、大気汚染、水質汚濁、廃棄物処理の3分野で、途上国の環境汚染対策のため今後3年間で総額20億ドルのODAによる支援を実施するとともに水銀汚染防止に特化した人材育成支援を新たに実施することを表明、水銀汚染のない世界の実現に向けた強い決意を表明した。
- (5) 10日(木)及び11日(金)には、各国閣僚級によるステートメントが行われ、ホスト国及び地元のおもてなしへの謝辞、本条約の採択への祝意とあわせて条約の重要性、早期発効の必要性が言及された。
- (6) また、この機会に岸田外務大臣がザンビア、ウルグアイと二国間会談を行った他、蒲島熊本県知事による表敬が行われた。また、石原環境大臣がシンガポール、ブラジル及びメキシコと、それぞれ二国間会談を行った。

### 3. 評価

- (1) 水銀に関する水俣条約は、水銀が人の健康及び環境に及ぼすリスクを低減するため、水銀に対して、産出、使用、環境への排出、廃棄など、そのライフサイクル全般にわたって包括的な規制を策定する初めての条約。外交会議に60か国以上の閣僚級が出席し、92か国が署名を行ったことは、水銀規制に対する国際社会の強い関心の現れといえる。
- (2) 我が国は、水俣病の教訓を踏まえ、同様の健康被害や環境汚染が二度と繰り返されてはならないという強い決意をもってこれまでの交渉に臨んできた。今次外交会議を我が国がホストし、署名を行ったことは、条約への賛意、及び水銀対策強化に向けた我が国の強い決意を国際社会に示すという点で極めて有意義であった。
- (3) また、水俣市における開会記念式典で、我が国による支援、及び水銀被害の撲滅を訴える安倍総理のビデオメッセージを届けたことを受け、外務大臣から具体的に、途上国への環境汚染対策支援として今後3年間、大気汚染、水質汚濁、廃棄物処理の分野で総額20億ドルのODAによる支援を行うこと等を表明したほか、外交会議の議長を務めた環境大臣からは、水銀対策に関して「MOYAIイニシアティブ」を表明する等、水銀を含む環境分野における我が国の取組を世界各国に示す機会でもあった。
- (4) また、水俣病に関する我が国の取組や地方都市の魅力、水銀対策を含めた我が国の環境技術等をハイレベルで発信するという意味で、条約の採択にとどまらず、多角的な観点から我が国を紹介する機会でもあった。

#### (参考) 水銀に関する水俣条約

本条約は、水銀が人の健康及び環境に及ぼすリスクを低減するため、水銀のライフサイクル全般にわたる包括的な規制を定めたもの。2010年から、5回にわたる政府間交渉を経て本年1月に合意された。

# MOYAIイニシアティブ ～日本のもやいから世界のMOYAIへ～



※ 金額は予算要求中のもの

## 途上国の取組を後押し

### 資金の支援 (100万ドル規模)

- ・使用排出実態の把握  
例) 排出インベントリー  
マテリアルフロー
- ・水銀を適正に管理する法規制の整備
- ・水銀の測定や管理のための人材育成

### 技術の支援 (約1億円)

- ・水銀対策技術の途上国での実現可能性を調査等
- ・我が国の優れた技術を国際展開  
例) 製品中の水銀を削減する技術  
水銀回収・リサイクル技術

水俣条約の早期発効に向けた協力

## 水俣発の発信・交流

### 技術開発と共有 (約0.4億円)

- ・国水研で簡便な水銀計測技術を開発し、各国に提供
- ・最新の知見、技術を共有するための国際的なシンポジウムを水俣で開催

### 環境再生モデル (約7億円)

- ・胎児性患者等の生活の支援など
- ・地域のきずなを取り戻す「もやい直し」
- ・環境をてこにした足腰強い経済・心豊かな地域社会の構築  
例) バイオマス発電  
不知火海の観光

公害防止・環境再生を世界に発信

# 経済と環境の「もやい直し」を実現

※「もやい」とは、船と船をつなぎとめるもやい網や農村での共同作業のこと。「もやい直し」は、対話や共同による水俣の地域再生の取組。

## ② P R T R 制度の施行状況について

# PRTRの実施状況(1)

## ○経緯

- 平成11年7月 「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律」(化学物質排出把握管理促進法)に基づき、化学物質排出量移動量届出制度(PRTR制度)を導入
- 平成20年11月 化学物質排出量把握管理促進法施行令改正(平成22年度把握分より適用)
  - ✓ PRTR制度の対象となる「第一種指定化学物質」について、当初354物質から462物質に変更
  - ✓ 対象となる「第二種指定化学物質」について、当初81物質から100物質に変更
  - ✓ PRTR制度に基づく環境への排出量等の把握及び届出を行う義務を負う「第一種指定化学物質等取扱事業者」となり得る業種に、医療業を追加等



## PRTRの実施状況(2)

### ○平成23年度届出排出量・移動量の状況

- 届出事業所数 36,638事業所(前年度から850事業所減少)
- 届出排出量 174千トン(前年度から4%の減少)
- 届出移動量 225千トン(前年度から14%の増加)
- 届出排出量と移動量の合計 399千トン(前年度から5%の増加)

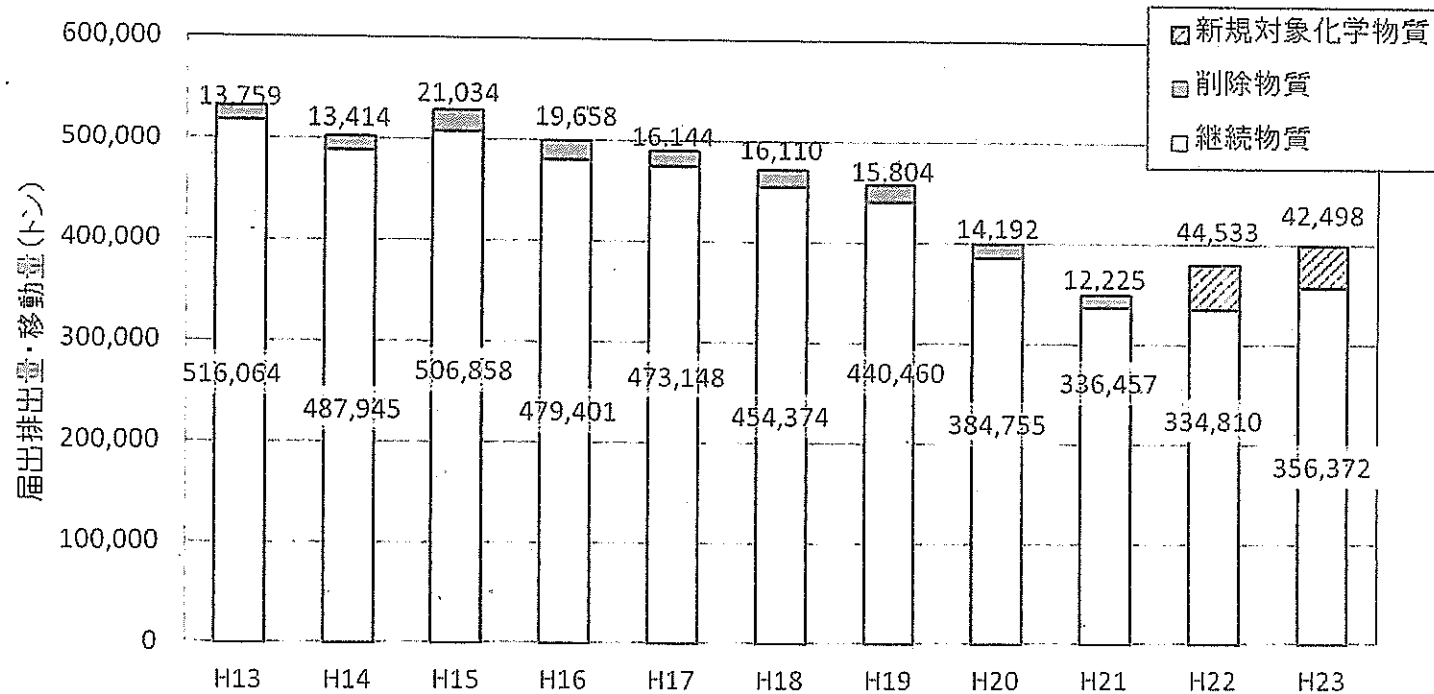
### ○化管法見直し前後の継続届出対象物質の状況

- 届出排出量 157千トン(前年度から4%の減少)
- 届出移動量 199千トン(前年度から16%の増加)
- 届出排出量と移動量の合計 356千トン(前年度から6%の増加)

#### ※継続届出対象物質

届出対象物質の見直しの前後で継続して届出対象物質として指定された物質  
(276物質)

# 届出排出量・移動量の推移 2001～2011年度(平成13～23年度)

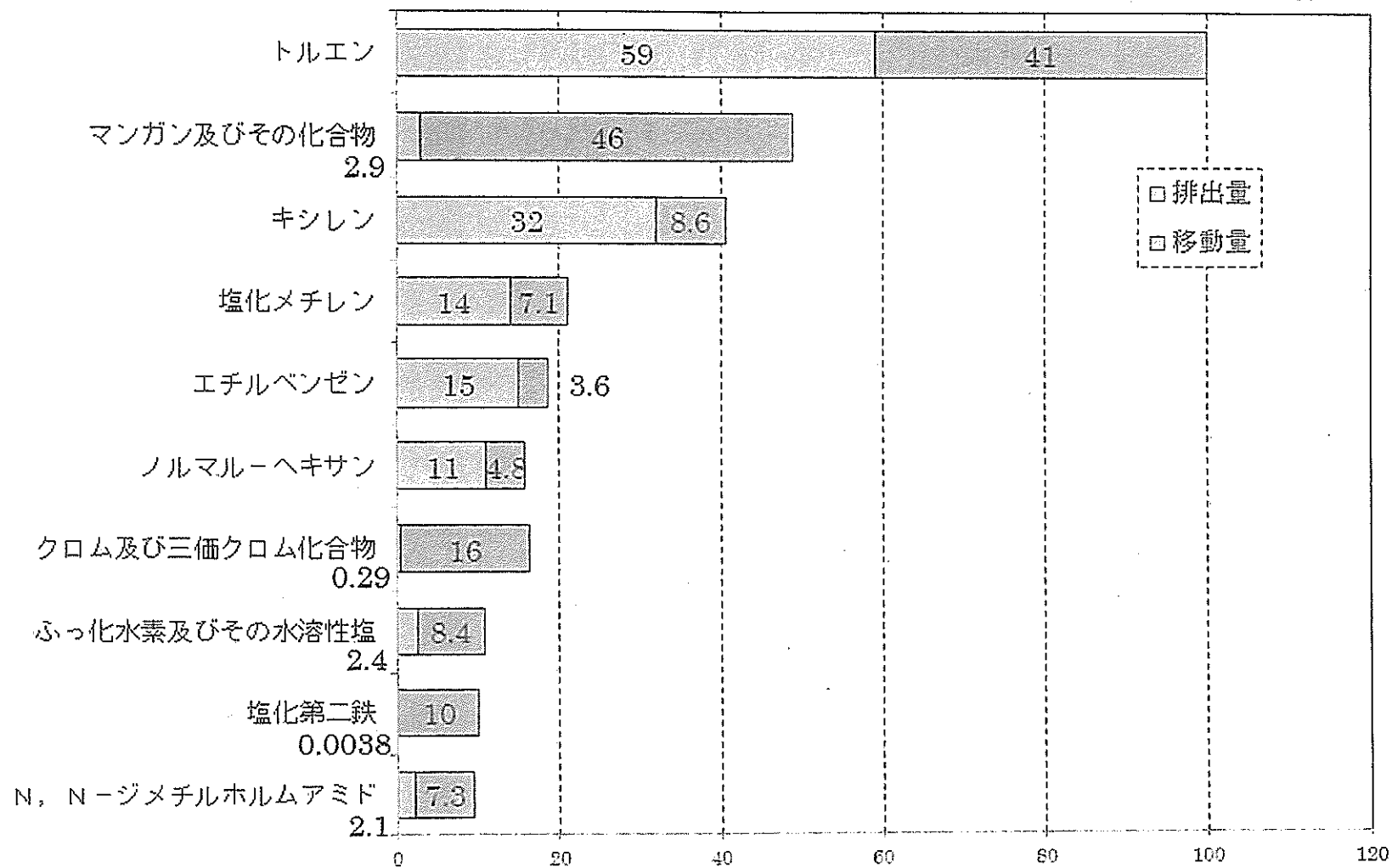


※平成15年度から年間取扱量が1トン以上の事業所(平成14年度までは年間取扱量が5トン以上の事業所が対象)について排出量等の届出が開始。

※平成22年度から対象化学物質が354物質から462物質に変更され、医療業が対象業種へ追加。

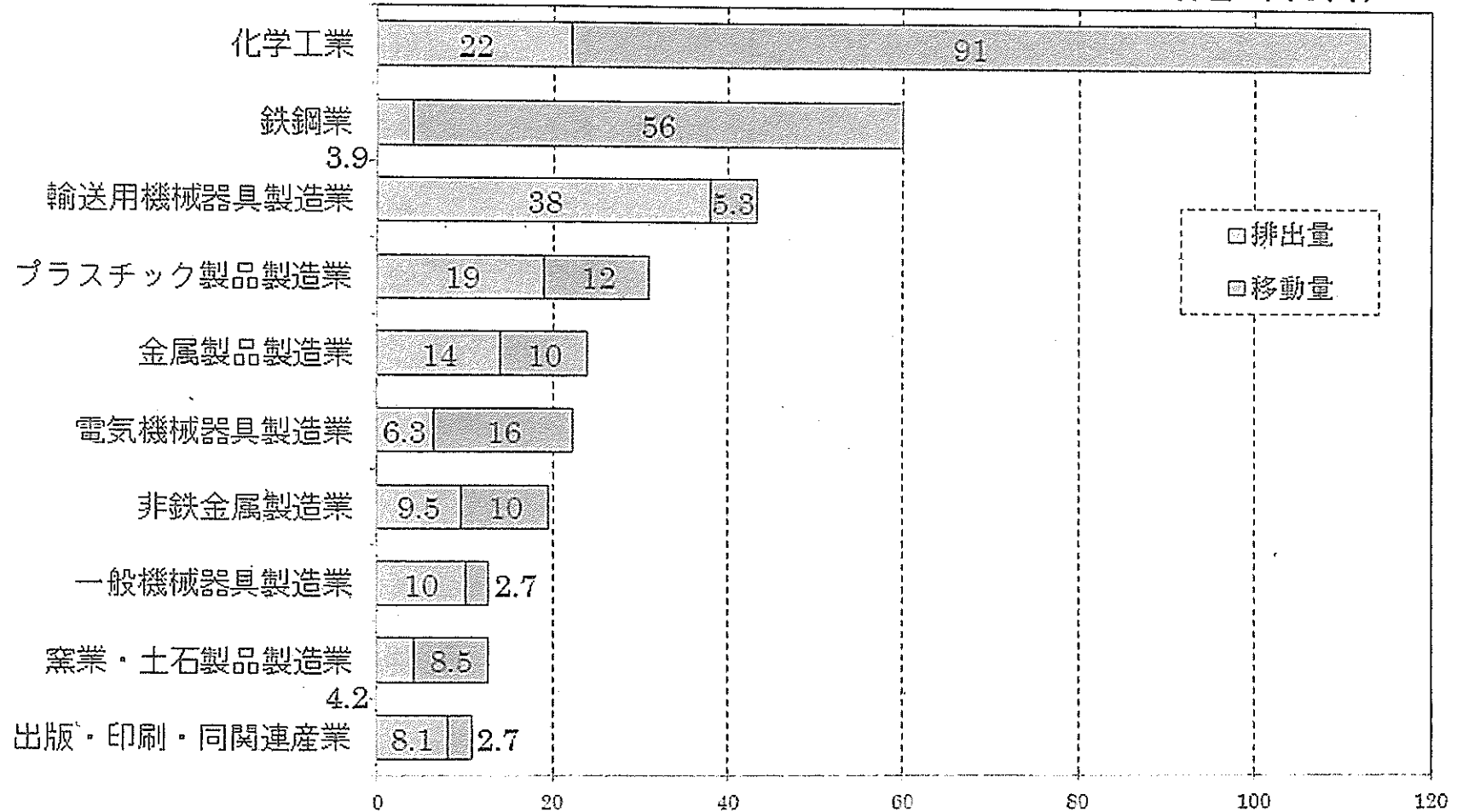
# 平成22年度 届出排出量・移動量上位10物質とその量

(単位: 千トン/年)



# 平成22年度 届出排出量・移動量上位10業種とその量

(単位：千トン/年)



# 東日本大震災の地域からの届出状況

## ○特定被災区域<sup>※1</sup>の事業者による届出排出量と届出移動量(H23年度)

- 継続物質の届出事業者  
4,719事業所(震災前の平成21年度から6.4%の減少)
- 継続物質の届出排出量と届出移動量の合計  
43千トン(震災前の平成21年度から8.8%の減少)
- 継続物質の届出排出量  
21千トン(震災前の平成21年度から11%の減少)
- 継続物質の届出移動量  
22千トン(震災前の平成21年度から6%の減少)

※1 特定被災区域は『『東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令』について』の規定に基づき定められた全222市区町村

### ③熱中症対策について

# 熱中症に関する取組みについて

環境省環境保健部環境安全課

## 1. 熱中症関係省庁連絡会議の開催

熱中症の予防と応急対策に係る知識の普及、熱中症対策関連情報の周知、地域の実情に応じた対策を推進するため、関係省庁の緊密な連携を確保し、熱中症対策の効率的・効果的な実施方策の検討、及び情報交換を行うことを目的として、熱中症関係省庁連絡会議を設置している。

※ 構成員：消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、気象庁、環境省（事務局）

## 2. マニュアル等の作成・配布等

### (1) 熱中症環境保健マニュアル、リーフレット及びカード等の作成

#### ① 熱中症環境保健マニュアル：

平成 17 年度より、熱中症についての新しい科学的知見や関連情報を紹介することを目的とし、熱中症に関する保健指導マニュアルを作成。平成 25 年度、最新の情報及び知見を踏まえ更新作業中。



#### ② リーフレット及び携帯型カード：

平成 21 年度より、一般の方々の利便性等を考慮して、熱中症の予防方法や対処方法などの要点について、より分かり易くまとめたリーフレット「熱中症～ご存じですか？予防・対処法～」及び携帯型カード「熱中症予防カード」を作成。



#### ③ 高齢者向けリーフレット及びポストカード

平成 23 年度、前年の猛暑における事例を踏まえ、高齢者向けに内容を特化したリーフレット「熱中症～思い当たることはありませんか？～」及び同内容を抜粋したポストカードを新たに作成。

平成 24 年度、ポストカードのデザインを変更。



### (2) 熱中症環境保健マニュアル、リーフレット及びカード等の配布

地方自治体、教育機関や教育委員会、老人福祉施設協議会等の関係団体等に周知、配付。その後、自治体関係機関、企業、民生委員等の個別の問い合わせに応じ、配布。

#### 【平成 25 年度配布部数】

	マニュアル	リーフレット	携帯型 カード	高齢者向け リーフレット	ポストカード
H25 年度配布部数	14,859	305,919	255,896	727,622	83,375

(参考)

H24 年度	14,451	293,907	212,471	678,386	72,799
--------	--------	---------	---------	---------	--------

【主な配布先】

自治体担当部局、保健所、地域包括支援センター、教育委員会、学校機関、医療・福祉関係各所、一般企業等

(3) その他

① ホームページでの情報提供

環境省のホームページ上で各資料のPDF版を公開しているほか、一部内容については、携帯電話からも内容の閲覧ができるよう携帯電話用サイトを開設し、普及を図っている。

・環境省熱中症情報 [http://www.env.go.jp/chemi/heat\\_stroke/index.html](http://www.env.go.jp/chemi/heat_stroke/index.html)

② 印刷用データの提供

リーフレット等については、希望があった自治体に対し、自治体側で印刷・配布を行えるよう、印刷用データの貸し出しを今年度も実施（今年度は1自治体が利用）。

3. 熱中症対策講習会の実施

地域の特性に応じた、より効果的な熱中症対策の実施を推進するため、各地域において指導者として中心的に対応できる人材の育成に資することを目的として、熱中症に関する基礎知識や対策等に係る講習会を平成24年度から開催。

平成25年度は以下の通り開催。

参加者：地方自治体職員、民生委員、各種福祉施設職員等 約1000名

開催場所：全国14カ所（延べ15回）

※北海道、宮城、福島、東京、埼玉、神奈川、新潟、愛知、大阪、兵庫、岡山、広島、福岡、熊本

開催日程：5月17日（金）～6月10日（月）（別表参照）

プログラム：

（例）

10:00-10:05	開会（環境省挨拶）
10:05-11:00	講義① 医療から見た熱中症
11:00-11:55	講義② 日常生活における熱中症、子どもと高齢者の熱中症予防策
11:55-12:05	（休憩）
12:05-13:00	講義③ 保健指導のあり方 地域における取組み
13:00	閉会



＜環境省熱中症対策に係る自治体等担当者向け講習会 開催日程＞

日程	開催地
平成 25 年 5 月 17 日 (金)	東京都港区
平成 25 年 5 月 20 日 (月)	岡山県岡山市
平成 25 年 5 月 21 日 (火)	広島県広島市
平成 25 年 5 月 23 日 (木)	兵庫県神戸市
平成 25 年 5 月 24 日 (金)	大阪府大阪市
平成 25 年 5 月 27 日 (月)	熊本県熊本市
平成 25 年 5 月 28 日 (火)	福岡県福岡市
平成 25 年 5 月 29 日 (水)	宮城県仙台市
平成 25 年 5 月 30 日 (木)	福島県福島市
平成 25 年 6 月 3 日 (月)	新潟県新潟市
平成 25 年 6 月 4 日 (火)	愛知県名古屋市
平成 25 年 6 月 5 日 (水)	神奈川県横浜市
平成 25 年 6 月 6 日 (木)	埼玉県さいたま市
平成 25 年 6 月 7 日 (金)	北海道札幌市
平成 25 年 6 月 10 日 (月)	東京都港区

4. 熱中症予防声かけイベントの実施等

(1) 熱中症予防強化月間の設定

熱中症関係省庁連絡会議において、国民一人一人に対して熱中症の予防法や応急処置等について、より一層の周知を図るため、熱中症に罹る人が急増する7月を熱中症予防強化月間と設定されたことを受け、ポスターを作成し、自治体等に配布するとともに、ダウンロードして使用できるようホームページに掲載した。

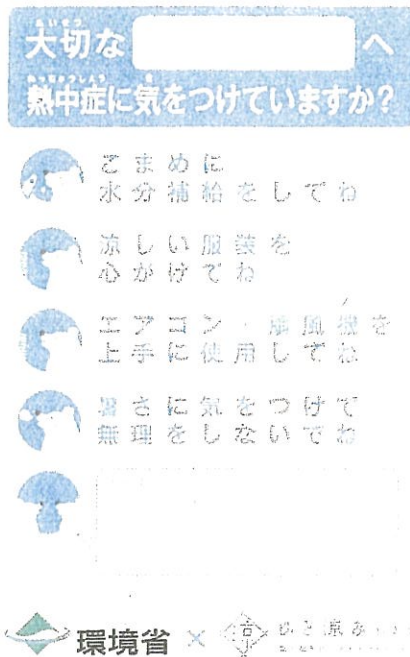


(2) 熱中症予防声かけイベントの実施

熱中症予防について普及啓発するために、民間企業等と連携して、熱中症予防声かけイベントを実施した。

①平成25年7月21日（日）、8月24日（土）

JR渋谷駅ハチ公前出口広場において、熱中症予防声かけはがき（各回1000部ずつ）を配布し、家族や友人等宛の熱中症予防の声かけメッセージを記入してもらい、その場で回収し、郵送した。また、熱中症予防カード、飲み物、うちわを配布し、熱中症予防の声かけを行った。



<7月デザイン>



<8月デザイン>

②平成25年8月31日（土）

JR渋谷駅ハチ公前出口広場において、残暑による熱中症対策のため、だるま落とし大会を開催し、参加者に飲み物（1000本）、熱中症予防カードを配布し、熱中症予防の声かけを行った。

## ④化学物質審査規制法の施行状況等について

## 化学物質審査規制法の 施行状況等について

### 目次

- 化学物質審査小委員会の開催状況
- 新規化学物質の審査
- スクリーニング評価及びリスク評価の進捗状況
- 第一種特定化学物質の指定
- 日中韓化学物質政策ダイアローグの開催

### 化学物質審査室

#### 化学物質審査小委員会の開催状況

## 化学物質審査小委員会の開催状況について(1)

平成25年の化学物質審査小委員会(中杉修身 委員長)は薬事・食品衛生審議会(厚生労働省)、化学物質審議会(経済産業省)と11回の合同開催を行い、新規化学物質の審査、第一種特定化学物質の指定、一般化学物質等のスクリーニング評価等について審議を実施した。

- 第130回化学物質審査小委員会(H25.02.15)【非公開】
  - ・ 新規化学物質の審議について
  - ・ ドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウムのスクリーニング評価に係る評価単位の見直しについて 等
- 第131回化学物質審査小委員会(H25.03.22)【非公開】
  - ・ 新規化学物質の審議について 等
- 第132回化学物質審査小委員会(H25.04.26)【非公開】
  - ・ 新規化学物質の審議について 等
- 第133回化学物質審査小委員会(H25.05.24)【非公開】
  - ・ 新規化学物質の審議について 等

## 化学物質審査小委員会の開催状況について(2)

- 第134回化学物質審査小委員会(H25.06.28)【一部公開】
  - ・ 既存化学物質の審議等について(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)新規対象物質の化審法第一種特定化学物質への指定について)(審議予定物質:エンドスルファン及びヘキサブロモシクロドデカン)
  - ・ 鳥類繁殖毒性の今後の評価等について
  - ・ 新規化学物質の審議 等
- 第135回化学物質審査小委員会(H25.07.19)【一部公開】
  - ・ 優先評価化学物質の審議について
  - ・ 既存化学物質の審議について
  - ・ 新規化学物質の審議について 等
- 第136回化学物質審査小委員会(H25.09.27)【非公開】
  - ・ 新規化学物質の審議について 等

## 化学物質審査小委員会の開催状況について(3)

- 第137回化学物質審査小委員会(H25.10.04)【公開】
  - 第一種特定化学物質に指定することが適当とされたエンドスルファン及びヘキサブロモシクロドデカンの今後の対策について 等
- 第138回化学物質審査小委員会(H25.10.25)【非公開】
  - 新規化学物質の審議について 等
- 第139回化学物質審査小委員会(H25.12.10)【非公開】
  - 新規化学物質の審議について 等
- 第140回化学物質審査小委員会(H25.12.20)(予定)【非公開】
  - 新規化学物質の審議について 等

## 新規化学物質の審査

化学物質審査小委員会の判定結果について

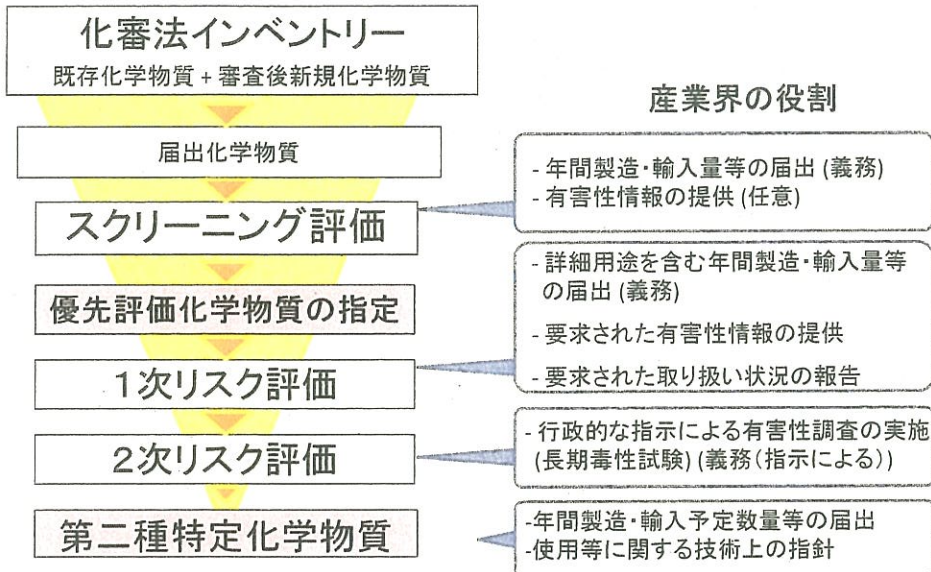
平成25年の化学物質審査小委員会では、307件(通常182件、低生産125件)の新規化学物質について判定を行った。(12月20日開催分を除く)

	130回 (2月)	131回 (3月)	132回 (4月)	133回 (5月)	134回 (6月)	135回 (7月)	136回 (9月)	138回 (10月)	139回 (12月)
審議件数	36	45	36	32	41	24	48	19	26
判定結果									
第4条第一項第1号 〔難分解性かつ高蓄積性かつ人健康影 響の疑い又は生態影響あり〕	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第2号 〔難分解性かつ人健康影響の疑いあり (高蓄積性でない)〕	1	2	1	0	0	1	4	2	0
第3号 〔難分解性かつ生態影響あり(高蓄積 性でない)〕	0	1	0	0	2	0	6	0	0
第4号 〔難分解性かつ人健康影響の疑いあ り・生態影響あり(高蓄積性でない)〕	1	3	0	2	6	5	1	2	1
第5号 〔疑いなし又は良分解性〕	20	19	18	17	17	10	21	5	14
第5条第二項第1号 〔難分解性(高蓄積性でない)毒性不明〕	14	20	17	13	16	8	16	10	11

※第5条第二項第1号は低生産量新規化学物質(製造輸入数量10トン以下)の確認対象物質  
新規化学物質として届け出られた物質のうち、同一物質の届出については除いている。

スクリーニング評価及びリスク評価の進捗状況

## 化審法に基づく段階的なリスク評価



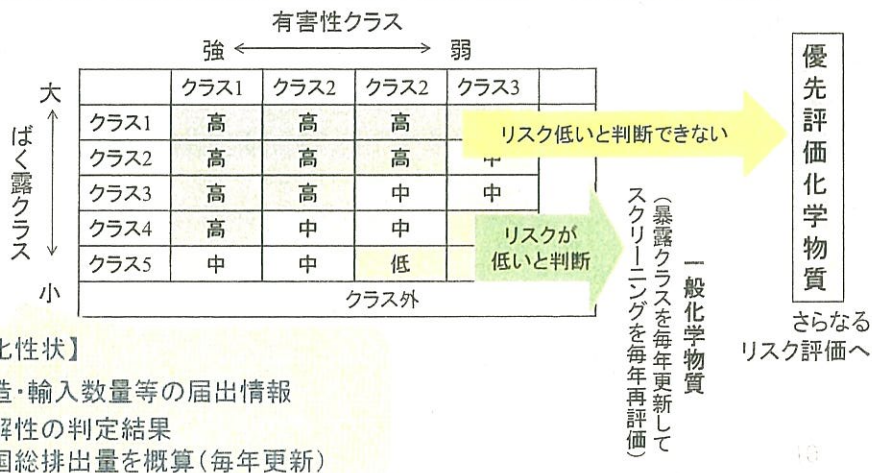
## (1) スクリーニング評価手法

### 【人・健康】

一般毒性、生殖発生毒性、変異原性、発がん性から有害性クラスを設定

### 【生態】

水生生物の生態毒性試験データ(藻類・甲殻類・魚類)から有害性クラスを設定





## ①スクリーニング評価結果 暴露クラス

評価対象物質 (届出された11,979物質のうち、製造輸入数量が10t超の物質) 7,819物質			
有害性評価の観点		人健康	生態
暴露クラス (平成24年度届出 実績の確定値)	1	14物質	11物質
	2	67物質	48物質
	3	322物質	220物質
	4	744物質	551物質
	5	1,336物質	988物質
	外	5,336物質	6,001物質

○化審法に基づき事業者等より届出のあった製造/輸入数量及び用途分類並びにスクリーニング評価用の排出係数から推計される全国合計排出量に、分解性を加味した量により暴露クラスを付与している。

## ②国による有害性情報の収集と有害性クラスの付与

○製造輸入数量10t超の物質7,819物質のうち、基本的にはCAS番号に基づいて一般化学物質の有害性情報の収集を実施している。

○下記の資料に基づいて信頼性の確認を行い、「化審法におけるスクリーニング評価手法について」に基づき、有害性クラスを付与している。

- ・「化審法における人健康影響に関する有害性データの信頼性評価等について」
- ・「化審法における生態影響に関する有害性データの信頼性評価等について」

○これまで、スクリーニング評価にあたっては国による一般化学物質の情報収集を行ってきたが、今後は事業者からの有害性情報等の提供を呼びかけることとする。

### ③ 優先評価化学物質の計画実施結果

	平成22年度 (平成23年1月審議)		平成23年度 (平成24年1月審議)		平成24年度 (平成24年7月審議)		平成25年度 (平成25年7月審議)	
	人健康	生態	人健康	生態	人健康	生態	人健康	生態
評価対象の物質区分	旧二監	旧三監	一般化学物質の一部		届出のあった全ての一般化学物質			
曝露情報	平成21年度実績		平成22年度実績		平成22年度実績		平成23年度実績	
有害性情報	二監・三監の判定根拠		OECD/HPV判定根拠など		国が保有している・収集した情報で信頼性等が確認できたもの			
評価単位物質	682物質	212物質	109物質	275物質	10,792物質		11,979物質	
製造輸入数量10t超	447物質	166物質	101物質	188物質	7,054物質		7,819物質	
優先評価化学物質相当	88物質		8物質		46物質		40物質	
	75物質	20物質	6物質	4物質	31物質	21物質	17物質	23物質

### ④ 指定された優先評価化学物質

- 優先評価化学物質 160物質** (平成25年12月20日現在)  
 平成25年7月審議において優先判定相当とされた物質の一部について、12月20日付けで優先評価化学物質として指定。残りの物質についても公示準備中。

リスト公開サイト

(English)

J-CHECK (Japan Chemicals Collaborative Knowledge Database)

[http://www.safe.nite.go.jp/jcheck/list7.action?category=230&request\\_locale=en](http://www.safe.nite.go.jp/jcheck/list7.action?category=230&request_locale=en)

NITE CHRIP

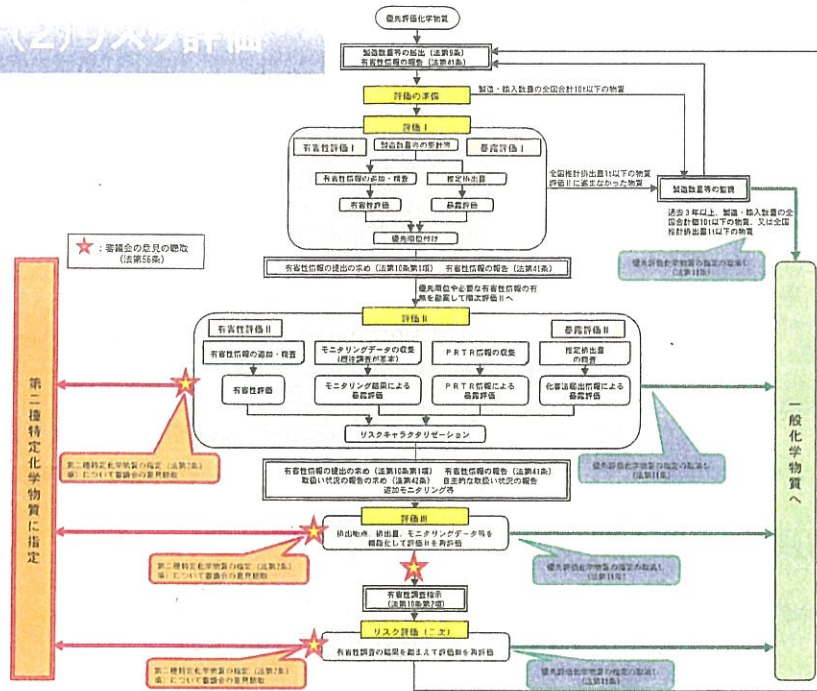
[http://www.safe.nite.go.jp/english/sougou/view/IntrmSrchYusenList\\_en.faces](http://www.safe.nite.go.jp/english/sougou/view/IntrmSrchYusenList_en.faces)

(日本語)

環境省化審室サイト

<http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/kisei/youusen.html>

## (2) リスク評価



## ① リスク評価(1次)について

リスク評価(1次)は、評価Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの3段階構成

### <評価Ⅰ>

有害性評価は、スクリーニング評価時と同じ情報を用いて行い、暴露評価は、製造・輸入数量等の届出情報のみを用いて行う。これにより、評価Ⅱを進める優先順位づけを行う。

### <評価Ⅱ>

有害性評価は、有害性情報を追加的に収集して行い、暴露評価は対象範囲を増やしてリスク評価を行う。既往のPRTRデータやモニタリングデータも活用して行う。これらにより、リスク評価を行い、直ちに第二種特定化学物質への指定又は有害性調査の指示の可否を判断する。それらの判断に至らないときは評価Ⅲに進む。

### <評価Ⅲ>

取扱い情報や追加モニタリングデータ等も用いてリスク評価を精緻化し、有害性調査指示の必要性について判断する。